

しんきんローン（(一社) しんきん保証基金保証)

ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務される方 ・満 20 歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 ・保証会社である(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で文化的な生活を営むために必要な資金(事業資金、投機的資金およびすでにお借り入れの資金返済資金は除きます)で、以下のいずれかとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ○お申込人またはお申込人のご家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ○上記お使いみちで当金庫からお借り入れの消費者ローン借換資金および借換に伴う繰上完済に係る手数料 ※原則として、お支払先に当金庫から直接振込といたします。 ※お使いみちの確認資料が必要となります。
お借入金額	・1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)
お借入期間	・3 カ月以上 10 年以内
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。 ※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等または元利均等毎月返済とし、ボーナス併用(お借入金額の 50%以内)もご利用いただけます。 ・毎月 5 日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。
担保・保証人	・不要です。(保証会社である(一社)しんきん保証基金が保証をいたします)
保証料	・お借入金利に含みます。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 (1 年 365 日とする日割り計算)
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9 時～17 時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もし</p>

	くは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。・ 店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・ ご本人であることを確認できる資料・ 所得を確認できる資料（申込金額 100 万円以下の場合は不要です）<ul style="list-style-type: none">○ 所得証明書（公的機関の発行するもの）○ 源泉徴収票○ 確定申告書控 など・ お使いみちを確認できる資料<ul style="list-style-type: none">○ 見積書、注文書、請求書など○ お借入金額が 100 万円以下の場合はパンフレットでも可能です。・ ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑） ※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。